

## 令和4年度組織改正について

執行体制の効率化及び区民サービスの向上等を図るため、令和4年度に実施を予定している組織改正の概要は次のとおりです。

なお、別紙の分掌事務(案)は現時点のものであり、今後の調整で変更となる場合があります。

1 実施時期 令和4年4月1日

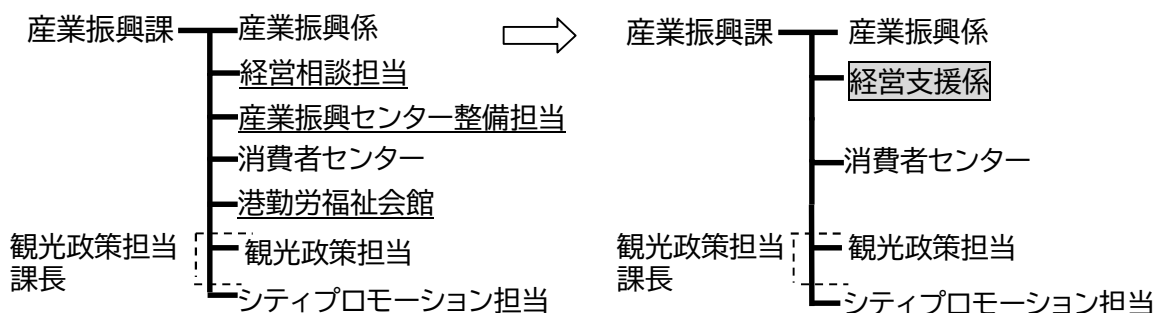
### 2 組織改正の概要

組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止・変更、**囲み**は新設・再編等による組織を仮称で記載しています。

#### (1) 産業・地域振興支援部 産業振興課

コロナ禍による厳しい経営環境にある区内事業者に対する支援策の充実及び中小企業者の経営支援や創業支援等の取組を強化するため、経営相談担当（担当係長制）を経営支援係に再編します。

また、令和4年4月の港区立産業振興センターの開設に伴い、産業振興センター整備担当（担当係長制）及び港勤労福祉会館を廃止します。

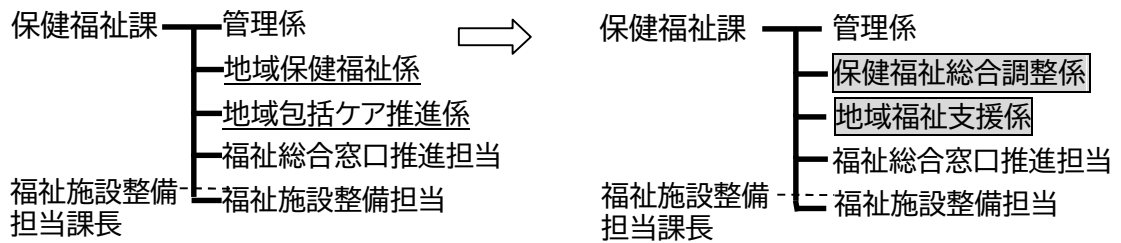


#### (2) 保健福祉支援部

##### ① 保健福祉課

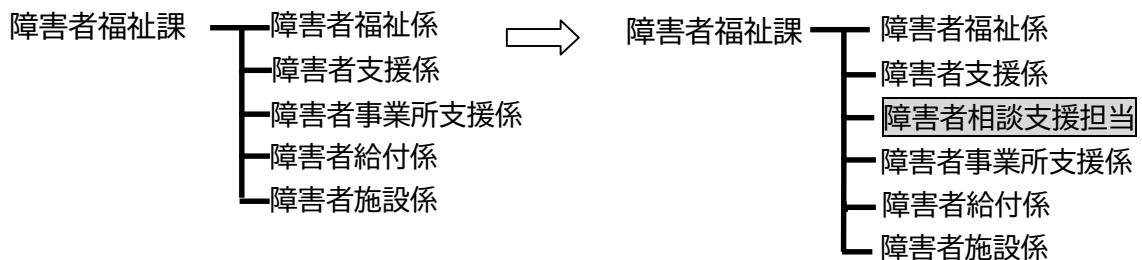
令和4年8月に各総合支所に設置する福祉総合窓口の運営や地域保健福祉計画の策定など保健福祉施策に関する総合的な調整機能を強化するため、保健福祉総合調整係を設置するとともに、地域で活動する福祉団体等の支援を強化するため、地域福祉支援係を設置します。

これに伴い、地域保健福祉係及び地域包括ケア推進係を廃止し、課内の分掌事務を再編します。



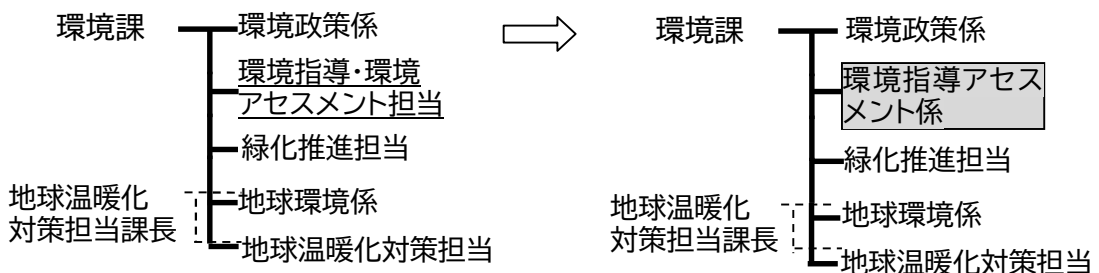
② 障害者福祉課

令和4年8月に各総合支所に設置する福祉総合窓口において、障害者福祉に関する困難な案件への相談支援やスーパーバイズ機能を担うとともに、障害者差別の苦情相談や虐待通報時の円滑な対応を確保するため、障害者相談支援担当（担当係長制）を設置します。



(3) 環境リサイクル支援部 環境課

令和4年4月の改正大気汚染防止法の施行による環境指導業務の拡大に対応するとともに、騒音、振動、悪臭などの公害に関する関係法令に基づく指導、大規模開発に伴う環境アセスメント、羽田空港機能拡張など、複雑化・高度化する課題により迅速に対応するため、環境指導・環境アセスメント担当（担当係長制）を環境指導アセスメント係に再編します。



(4) 企画経営部

① オリンピック・パラリンピック推進担当課長

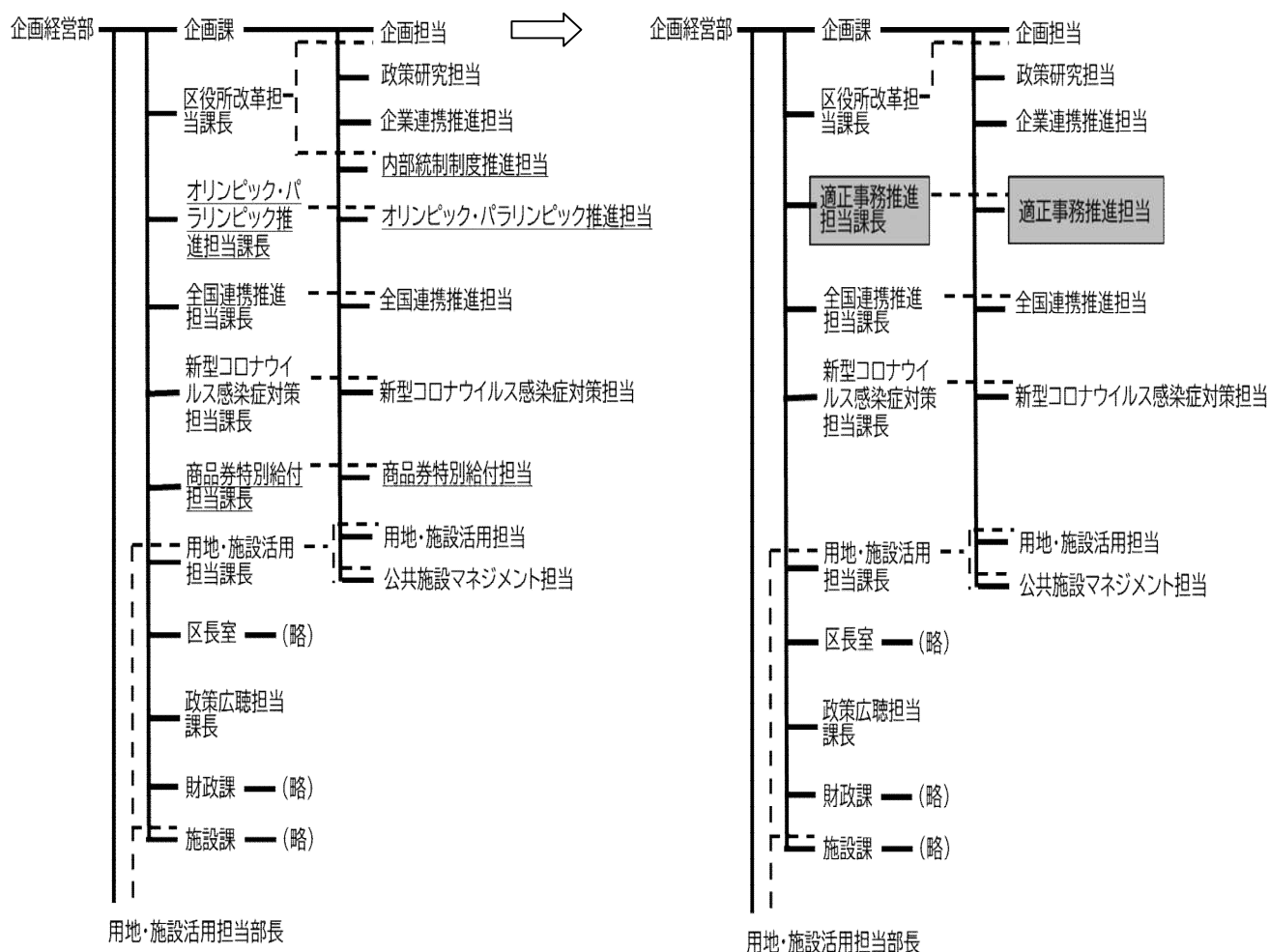
平成29年4月に設置したオリンピック・パラリンピック推進担当課長及び企画課オリンピック・パラリンピック推進担当（担当係長制）については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い廃止します。

② 商品券特別給付担当課長

令和2年11月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、非課税世帯への港区共通商品券の給付を目的に設置した商品券特別給付担当課長及び企画課商品券特別給付担当（担当係長制）については、事業の完了に伴い廃止します。

③ 適正事務推進担当課長、企画課

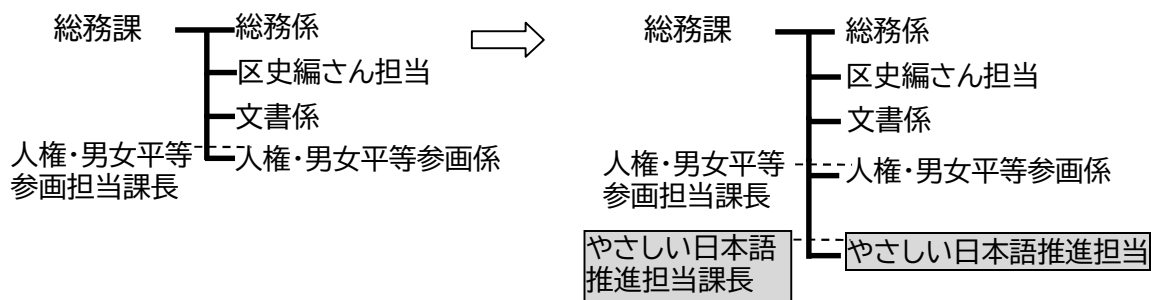
安定的な組織運営とより一層の信頼確保を目指して取り組む事務執行の適正化について、令和2年4月に開始した内部統制制度の運用と合わせて取組を徹底するため、企画経営部に適正事務推進担当課長を設置するとともに、企画課の内部統制制度推進担当（担当係長制）の業務を拡充し、適正事務推進担当（担当係長制）に再編します。



(5) 総務部

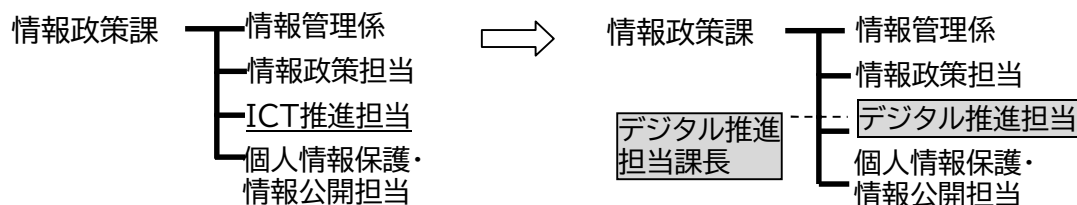
① やさしい日本語推進担当課長、総務課

区民の誰もが分かりやすく、親しみやすい「やさしい日本語」について、広く区民、企業、団体等への普及を促進するとともに、区が作成する公文書等への使用を徹底することで、多文化共生社会の実現と区民本位の区政運営を一層推進するため、総務部にやさしい日本語推進担当課長を設置し、総務課にやさしい日本語推進担当（担当係長制）を設置します。



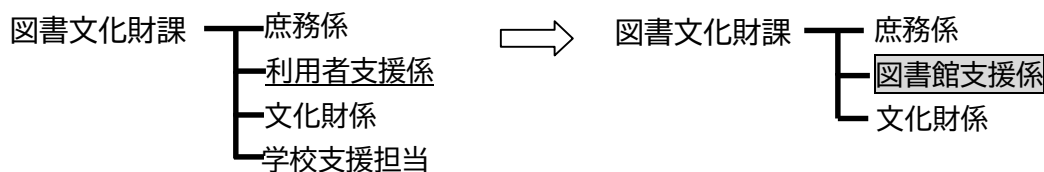
② デジタル推進担当課長、情報政策課

区におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進し、デジタル技術の活用による区民の利便性向上と庁内の業務改善の取組を強化するため、総務部にデジタル推進担当課長を設置するとともに、情報政策課のICT推進担当（担当係長制）の業務を拡充し、デジタル推進担当（担当係長制）に再編します。



(6) 教育委員会事務局教育推進部 図書文化財課

令和4年4月、三田図書館の札の辻スクエアへの改築・移転及びみなと図書館への指定管理者制度導入に伴い、図書館資料の整備方針等に係る指定管理者への指導・連携や電子図書館の運営及び教育センターと連携した学校図書館の機能強化を一体的に推進するため、利用者支援係及び学校支援担当（担当係長制）を統合し、図書館支援係に再編します。



（1）産業・地域振興支援部

産業振興課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>産業振興係 1～3（略）</p> <p><u>4 中小企業従業員の定着安定に関すること。</u></p> <p><u>5 中小企業従業員の講習会及び研修会に関すること。</u></p> <p><u>6 商工業に係る資料の収集及び情報の提供に関すること。</u></p> <p><u>7 商店街活動の活性化に関すること。</u></p> <p><u>8 産業団体組織の育成指導に関すること。</u></p> <p><u>9 業種別団体の育成指導に関すること。</u></p> <p>10 課内他の担当に属しないこと。</p>	<p>産業振興係 1～3（略）</p> <p><u>4 港区中小企業優良従業員表彰に関すること。</u></p> <p><u>5 商店街の振興及び活性化支援に関すること。</u></p> <p><u>6 商店街組織の育成に関すること。（総合支所の所管に係るものを除く。）</u></p> <p><u>7 産業団体の育成及び連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>8 中小企業勤労者の福祉の向上に関すること。</u></p> <p><u>9 産業情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>10 札の辻スクエアの維持管理等に関すること。</u></p> <p>11 課内他の係等に属しないこと。</p>
<p>経営相談担当</p> <p><u>1 中小企業の経営相談及び経営支援に関すること。</u></p> <p><u>2 中小企業に係る融資に関すること。</u></p> <p><u>3 中小企業経営情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>4 中小企業の受発注の相談に関すること。</u></p> <p><u>5 商工会館に関すること。</u></p>	<p>経営支援係</p> <p><u>1 中小企業の経営相談及び経営支援に関すること。</u></p> <p><u>2 中小企業に係る融資に関すること。</u></p> <p><u>3 中小企業経営情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>4 創業支援及び新事業の創出支援に関すること。</u></p> <p><u>5 企業及び産学の連携支援に関すること。</u></p> <p><u>6 中小企業の人材育成、人材確保及び就労の支援に関すること。</u></p> <p><u>7 産業振興センターに関すること。</u></p>
<p>産業振興センター整備担当</p> <p><u>1 産業振興センターの整備等に関すること。</u></p>	<p>〔廃止〕</p>
<p>港勤労福祉会館</p> <p><u>1 中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上に関すること。</u></p> <p><u>2 中小企業に働く勤労者の会員制福利厚生事業に関すること。</u></p> <p><u>3 会館の利用に関すること。</u></p> <p><u>4 会館の事業に関すること。</u></p> <p><u>5 会館の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>6 使用料の徴収及び還付に関すること。</u></p> <p><u>7 その他区長の指示する事項</u></p>	<p>〔廃止〕</p>

（2）保健福祉支援部

保健福祉課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>地域保健福祉係</p> <p><u>1 地域保健福祉計画に関すること。</u></p> <p><u>2 福祉のまちづくりに関すること。</u></p> <p><u>3 社会福祉法人港区社会福祉協議会に関すること。</u></p> <p><u>4 民生委員・児童委員に関すること。</u></p> <p><u>5 日本赤十字社に関すること。</u></p>	<p>〔廃止〕</p>

<u>6 港区保護司会との連絡に関すること。</u> <u>7 社会を明るくする運動に関すること。</u> <u>8 公衆浴場の確保に関すること。</u> <u>9 港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関するこ</u> <u>と。</u> <u>10 公益社団法人港区シルバー人材センター等に関する</u> <u>こと。</u> <u>11 老人クラブに関すること。</u>	
<u>地域包括ケア推進係</u> <u>1 地域包括ケアの推進に関すること。</u> <u>2 医療・介護連携の推進に関すること。</u> <u>3 成年後見制度に関すること。</u>	[廃止]
[新設]	<u>保健福祉総合調整係</u> <u>1 地域保健福祉計画に関すること。</u> <u>2 地域包括ケアの推進に関すること。</u> <u>3 医療・介護連携の推進に関すること。</u> <u>4 成年後見制度に関すること。</u>
[新設]	<u>地域福祉支援係</u> <u>1 福祉のまちづくりに関すること。</u> <u>2 社会福祉法人港区社会福祉協議会に関するこ</u> <u>と。</u> <u>3 民生委員・児童委員に関するこ</u> <u>と。</u> <u>4 日本赤十字社に関するこ</u> <u>と。</u> <u>5 港区保護司会との連絡に関するこ</u> <u>と。</u> <u>6 社会を明るくする運動に関するこ</u> <u>と。</u> <u>7 公衆浴場の確保に関するこ</u> <u>と。</u> <u>8 港区立公衆浴場ふれあいの湯の管理運営に関するこ</u> <u>と。</u> <u>9 公益社団法人港区シルバー人材センター等に関する</u> <u>こと。</u> <u>10 老人クラブに関するこ</u> <u>と。</u>

### 障害者福祉課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
障害者福祉係 1～5（略） <u>6 障害者サービスについての苦情解決及び相談に関するこ</u> <u>と。</u> <u>7 民間サービス提供事業者の育成に関するこ</u> <u>と。</u> <u>8 障害者の意思疎通の支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>9 課内他の係等に属しないこ</u> <u>と。</u>	障害者福祉係 1～5（略） <u>6 民間サービス提供事業者の育成に関するこ</u> <u>と。</u> <u>7 障害者の意思疎通の支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>8 課内他の係等に属しないこ</u> <u>と。</u>
障害者支援係 1～7（略） <u>8 障害総合相談窓口の運営に関するこ</u> <u>と。</u> <u>9 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指</u> <u>定等に関するこ</u> <u>と。</u> <u>10 障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定等</u> <u>に関するこ</u> <u>と。</u> <u>11 障害者虐待防止センターに関するこ</u> <u>と。</u> <u>12 障害者に係るケアマネジメント従事者及び介護従事</u> <u>者の育成に関するこ</u> <u>と。</u> <u>13 障害者の就労支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する</u> <u>ための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に係る各総</u>	障害者支援係 1～7（略） <u>8 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指</u> <u>定等に関するこ</u> <u>と。</u> <u>9 障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定等</u> <u>に関するこ</u> <u>と。</u> <u>10 障害者に係るケアマネジメント従事者及び介護従事</u> <u>者の育成に関するこ</u> <u>と。</u> <u>11 障害者の就労支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する</u> <u>ための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に係る各総</u> <u>合支所との調整に関するこ</u> <u>と（給付及び相談支援に関</u> <u>するものを除く。）。</u>

<p>合支所との調整に関すること（給付に関するものを除く。）。</p> <p>15 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に係る各総合支所との調整に関すること。</p> <p>16 精神障害者の福祉施策に関すること。</p> <p>17 高次脳機能障害者等の福祉施策に関すること。</p> <p>18 発達障害者及び発達障害児の福祉施策に関すること。</p> <p>19 発達支援センター機能に関すること。</p> <p>20 障害児の療育相談に関すること。</p> <p>21 総合的な療育支援体制の整備に関すること。</p>	<p>13 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に係る各総合支所との調整に関すること（相談支援に関するものを除く。）。</p> <p>14 精神障害者の福祉施策に関すること。</p> <p>15 高次脳機能障害者等の福祉施策に関すること。</p> <p>16 発達障害者及び発達障害児の福祉施策に関すること。</p> <p>17 発達支援センター機能に関すること。</p> <p>18 障害児の療育相談に関すること。</p> <p>19 総合的な療育支援体制の整備に関すること。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>障害者相談支援担当</p> <p>1 障害者基幹相談支援センター機能に関すること。</p> <p>2 障害者虐待防止センター機能に関すること。</p> <p>3 障害者サービスについての苦情解決及び相談に関すること。</p> <p>4 福祉総合窓口に係る各総合支所との調整に関すること。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に係る各総合支所との調整に関すること(相談支援に関するものに限る。)</p> <p>6 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に係る各総合支所との調整に関すること（相談支援に関するものに限る。)</p>
<p>障害者施設係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 精神障害者地域活動支援センターの管理運営に関すること。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>障害者施設係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 精神障害者支援センターの管理運営に関すること。</p> <p>5～7 (略)</p>

### (3) 環境リサイクル支援部

#### 環境課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>環境指導・環境アセスメント担当</p> <p>1 環境関係法令に基づく規制及び指導に関すること。</p> <p>2 環境及び公害の苦情処理及び相談の支援に関すること。</p> <p>3 環境に係る調査及び監視等に関すること。</p> <p>4 環境影響評価に関すること。</p>	<p>環境指導アセスメント係</p> <p>1 環境関係法令に基づく規制及び指導に関すること。</p> <p>2 環境及び公害の苦情処理及び相談の支援に関すること。</p> <p>3 環境に係る調査及び監視等に関すること。</p> <p>4 環境影響評価に関すること。</p>

### (4) 企画経営部

#### オリンピック・パラリンピック推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る施策の総合調整に関すること。</p> <p>2 MINATOシティーフマラソンに係る総合調整に関すること。</p>	<p>〔廃止〕</p>

商品券特別給付担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
1 <u>区市町村民税非課税世帯に係る商品券給付事業の実施に関すること。</u>	<u>〔廃止〕</u>

適正事務推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>〔新設〕</u>	1 <u>適正な事務執行の推進に関すること。</u> 2 <u>内部統制制度の推進に関すること。</u>

企画課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
内部統制制度推進担当 1 <u>内部統制制度の推進に関すること。</u>	適正事務推進担当 1 <u>適正な事務執行の推進に関すること。</u> 2 <u>内部統制制度の推進に関すること。</u>
オリンピック・パラリンピック推進担当 1 <u>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る施策の総合調整に関すること。</u> 2 <u>MINATOシティーフマラソンに係る総合調整に関すること。</u>	<u>〔廃止〕</u>
商品券特別給付担当 1 <u>区市町村民税非課税世帯に係る商品券給付事業の実施に関すること。</u>	<u>〔廃止〕</u>

(5) 総務部

やさしい日本語推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>〔新設〕</u>	1 <u>やさしい日本語の普及及び促進に関すること。</u>

総務課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>〔新設〕</u>	やさしい日本語推進担当 1 <u>やさしい日本語の普及及び促進に関すること。</u>

デジタル推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>〔新設〕</u>	1 <u>デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る総合調整に関すること。</u> 2 <u>最新のデジタル技術の調査及び活用に関すること。</u> 3 <u>デジタル技術を活用した業務改革の支援に関すること。</u>



情報政策課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>情報政策担当</p> <p>1 <u>情報システムの整備に関すること。</u></p> <p>2 <u>情報システムの運用及び業務処理に関すること。</u></p>	<p>情報政策担当</p> <p>1 <u>基幹系情報システムの整備に関すること。</u></p> <p>2 <u>基幹系情報システムの運用及び業務処理に関すること。</u></p> <p>3 <u>システムの標準化に関すること。</u></p>
<p>ICT推進担当</p> <p>1 <u>情報化の企画、立案及び調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>最新のICTに係る調査及び推進に関すること。</u></p> <p>3 <u>情報化の推進に係る総合調整に関すること。</u></p> <p>4 <u>情報システムの整備に関すること（情報政策担当の所管に係るものを除く。）。</u></p> <p>5 <u>情報システムの運用及び業務処理に関すること（情報政策担当の所管に係るものを除く。）。</u></p>	<p>デジタル推進担当</p> <p>1 <u>デジタル・トランスフォーメーションの推進に係る総合調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>最新のデジタル技術の調査及び活用に関すること。</u></p> <p>3 <u>デジタル技術を活用した業務改革の支援に関すること。</u></p>

（6）教育委員会事務局教育推進部

図書文化財課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<p>庶務係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>郷土歴史館との連絡に関すること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>庶務係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>図書館システムに関すること。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>利用者支援係</p> <p>1 <u>図書館資料の整備方針に関すること。</u></p> <p>2 <u>図書館の運営に関すること。</u></p> <p>3 <u>図書館システムに関すること。</u></p> <p>4 <u>利用者の読書支援に関すること。</u></p>	<p><i>[廃止]</i></p>
<p><i>[新設]</i></p>	<p>図書館支援係</p> <p>1 <u>図書館資料の整備方針に関すること。</u></p> <p>2 <u>図書館の運営に関すること。</u></p> <p>3 <u>学校図書館の支援に関すること。</u></p> <p>4 <u>読書支援に関すること。</u></p>
<p>文化財係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>郷土歴史館の管理に関すること。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>文化財係</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>郷土歴史館の管理運営に関すること。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>学校支援担当</p> <p>1 <u>学校図書館の支援に関すること。</u></p> <p>2 <u>子どもの読書支援に関すること。</u></p>	<p><i>[廃止]</i></p>

令和4年度職員定数

人事課

1 各地区総合支所

(単位：人)

部 課 名 等	令和4年度	令和3年度	増減数
<b>芝地区総合支所</b>	<b>157</b>	<b>158</b>	<b>△ 1</b>
管理課	9	9	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	20	20	0
区民課	65	64	1
生活福祉担当課長	0	0	0
保育園（芝・芝公園）	51	53	△ 2
<b>麻布地区総合支所</b>	<b>190</b>	<b>194</b>	<b>△ 4</b>
管理課	14	14	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	19	19	0
区民課	36	35	1
保育園（飯倉・本村・南麻布・西麻布・麻布）	109	114	△ 5
<b>赤坂地区総合支所</b>	<b>130</b>	<b>131</b>	<b>△ 1</b>
管理課	8	8	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	28	27	1
保育園（赤坂・南青山・青山）	64	66	△ 2
<b>高輪地区総合支所</b>	<b>167</b>	<b>169</b>	<b>△ 2</b>
管理課	10	10	0
協働推進課	12	12	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	38	37	1
保育園（高輪・伊皿子坂・白金）	66	69	△ 3
児童館（豊岡・高輪・白金台）	23	23	0
<b>芝浦港南地区総合支所</b>	<b>137</b>	<b>136</b>	<b>1</b>
管理課	10	10	0
協働推進課	14	14	0
まちづくり課	18	18	0
区民課	38	36	2
保育園（こうなん・台場）	47	48	△ 1
児童館（台場）	10	10	0
<b>各地区総合支所合計</b>	<b>781</b>	<b>788</b>	<b>△ 7</b>

## 2 支援部等

(単位：人)

部 課 名 等	令和4年度	令和3年度	増減数
<b>産業・地域振興支援部</b>	<b>103</b>	<b>106</b>	<b>△ 3</b>
地域振興課	18	18	0
国際化・文化芸術担当課長	1	1	0
産業振興課	16	19	△ 3
観光政策担当課長	1	1	0
税務課	67	67	0
<b>保健福祉支援部</b>	<b>158</b>	<b>158</b>	<b>0</b>
保健福祉課	14	14	0
福祉施設整備担当課長	1	1	0
高齢者支援課	24	24	0
介護保険課	36	36	0
障害者福祉課	23	23	0
生活福祉調整課	9	9	0
国保年金課	51	51	0
<b>新型コロナウイルスワクチン接種担当部長</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>みなと保健所</b>	<b>106</b>	<b>105</b>	<b>1</b>
生活衛生課	58	57	1
保健予防課	18	18	0
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	1	1	0
健康推進課	29	29	0
<b>子ども家庭支援部</b>	<b>44</b>	<b>43</b>	<b>1</b>
子ども家庭課	13	13	0
保育政策課	6	6	0
保育課	13	13	0
子ども家庭支援センター	12	11	1
<b>児童相談所</b>	<b>50</b>	<b>44</b>	<b>6</b>
児童相談課	49	43	6
相談援助担当課長	1	1	0
<b>街づくり支援部</b>	<b>129</b>	<b>129</b>	<b>0</b>
都市計画課	13	13	0
住宅課	15	15	0
建築課	28	28	0
土木管理課	19	19	0
開発指導課	26	26	0
再開発担当課長	1	1	0
品川駅周辺街づくり担当課長	1	1	0
土木課	19	19	0
地域交通課	7	7	0
<b>街づくり事業担当部長</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>環境リサイクル支援部</b>	<b>132</b>	<b>132</b>	<b>0</b>
環境課	21	21	0
地球温暖化対策担当課長	1	1	0
みなとりサイクル清掃事務所	110	110	0

部 課 名 等	令和4年度	令和3年度	増減数
<b>企画経営部</b>	72	72	0
企画課	17	17	0
区役所改革担当課長	1	1	0
適正事務推進担当課長	1		1
オリンピック・パラリンピック推進担当課長		1	△ 1
全国連携推進担当課長	1	1	0
新型コロナウイルス感染症対策担当課長	1	1	0
商品券特別給付担当課長		0	0
用地・施設活用担当課長	1	1	0
区長室	15	15	0
政策広聴担当課長	1	1	0
財政課	9	9	0
施設課	25	25	0
<b>用地・施設活用担当部長</b>	1	1	0
<b>防災危機管理室</b>	20	20	0
防災課	19	19	0
危機管理・生活安全担当課長	1	1	0
<b>総務部</b>	84	82	2
総務課	17	17	0
人権・男女平等参画担当課長	1	1	0
やさしい日本語推進担当課長	1		1
情報政策課	19	19	0
デジタル推進担当課長	1		1
人事課	26	26	0
契約管財課	19	19	0
<b>会計管理者</b>	1	1	0
会計室	14	14	0
<b>教育委員会事務局</b>	249	267	△ 18
<b>教育推進部</b>	36	42	△ 6
教育長室	8	8	0
生涯学習スポーツ振興課	12	12	0
図書文化財課	16	22	△ 6
<b>学校教育部</b>	51	51	0
学務課	26	26	0
学校施設担当課長	1	1	0
教育人事企画課	23	23	0
教育指導担当課長	1	1	0
<b>学校（中学校・小学校・幼稚園）</b>	162	174	△ 12
<b>選挙管理委員会事務局</b>	8	8	0
<b>監査事務局</b>	7	7	0
<b>区議会事務局</b>	14	14	0
<b>支援部等合計</b>	1,193	1,204	△ 11
<b>各地区総合支所+支援部等</b>	1,974	1,992	△ 18

### 3 定数内派遣職員

(単位：人)

派遣先	令和4年度	令和3年度	増減数
港区スポーツふれあい文化健康財団	6	7	△ 1
みなと障がい者福祉事業団	2	2	0
合 計	8	9	△ 1

### 4 職員総定数

(単位：人)

	令和4年度	令和3年度	増減数
合 計 (1～3)	1,982	2,001	△ 19

#### 【参考】配置職員総数

(単位：人)

	令和4年度	令和3年度	増減数
職員定数	1,982	2,001	△ 19
期限付定数	155	141	14
暫定配置数	65	63	2
合 計	2,202	2,205	△ 3

#### 備考

- 職員数は、各年度4月1日現在（令和4年度は予定）で表示しています。
- 職員数は、管理職を含みます（各地区総合支所長及び部長は、庶務担当課の数値に含んでいます。）。
- 各地区総合支所長と支援部長(保健福祉支援部長を除きます。)・街づくり事業担当部長、副総合支所長と管理課長、生活福祉調整課長と生活福祉担当課長、参事と保健予防課長、会計管理者と会計室長、選挙管理委員会事務局長と選挙管理委員会事務局次長は兼務を前提としているため、各地区総合支所長、管理課長、生活福祉調整課長、保健予防課長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長のみを定数として扱います。
- 職員数には、再任用職員を含みます。
- 欠員又は過員が発生した場合、各課の現員数（実際の配置数）は増減します。